

収入

印紙

[処分用]
産業廃棄物処理委託単価契約書（案）

令和 年 月 日

排出事業者（発注者）

住 所 宇和島市曙町 1 番地

宇和島市

氏 名 宇和島市長 岡原 文彰

印

処分業者（受注者）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

受注者の事業範囲

処分業許可番号： 業の区分：
（許可都道府県政令市名）（ ）

処分方法及び許可品目：（ ）
（ ）

上記排出事業者（以下「発注者」という。）と処分業者（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。発注者と受注者とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

（法令の遵守）

第 1 条 発注者及び受注者は、廃棄物の処分業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

（受注者の事業範囲及び許可証等の添付）

第 2 条 受注者の事業範囲は前記のとおりであり、受注者の事業範囲を証するものとして、許可証等の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証等の写しを本書に添付する。

（廃棄物の種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第 3 条 発注者が、受注者に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表 1 のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を別表 1 の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 発注者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別添「廃棄物データシート（WDS）」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。また、発注者の委託する廃棄物が日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、発注者はその表示に関する事項を記載し、受注者に情報提供する。

3 発注者は、別表 2 の廃棄物について、契約期間内に別表 2 に定めるとおり公的検査機関又は環境計量証明事業所において、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号）による試験を行い、分析結果を書面により受注者に提示するものとする。

4 発注者は、本条第 2 項及び第 3 項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表 3 に記載の方法により受注者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、発注者と受注者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（処分料金及び支払い）

第4条 発注者の委託する廃棄物の処分業務に関する契約単価（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとする。

2 発注者は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、受注者が廃棄物を確実に処分したことを確認したときに、受注者に各契約単価に当該実施数量を乗じて得た金額に当該金額の10パーセント（取引に係る消費税及び地方消費税）相当額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる）を加算した金額（以下「処分料金」という。）を支払う。

3 受注者は、発注者の指示する手続に従って、処分料金の支払いを請求するものとする。

4 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（収集運搬業者）

第5条 別表1に記載する受注者の事業場へ搬入する収集運搬業者を次のとおりとする。（収集運搬業者又は積込み場所若しくは荷下ろし場所が多数となる場合は別途書面を作成し添付する。）

収集運搬業者名 _____ 住所 _____

（積込み場所）

（荷下ろし場所）

収集運搬業許可番号 _____
（許可都道府県等名） （ ） （ ）

（保管）

第6条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令等で定める保管基準を遵守し、かつ、第9条第1項で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）

第7条 発注者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載した後、A（排出事業者保管）票を除いて収集運搬業者に交付する。

2 受注者は、廃棄物の搬入の都度、収集運搬業者からマニフェストの回付を受ける。

3 受注者は、廃棄物の処分終了後、マニフェストに必要事項を記載し、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に発注者に送付し、C2（処分終了）票を収集運搬業者に送付するとともに、C1（処分業者保管）票を5年間保存する。

4 受注者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、発注者から交付されたマニフェストのE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE（最終処分終了）票を発注者に送付する。

5 発注者は、受注者から送付されたD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票、B2（運搬終了）票とともに5年間保存する。

（最終処分に係る情報）

第8条 当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別表1の最終処分に関する情報欄のとおりとする。

2 発注者は、受注者と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証等の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。

3 別表1に記載する最終処分の場所等に変更が生じた際は、受注者は遅滞なく発注者に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

（契約期間及び保存）

第9条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日 から 令和 9年 3月19日 までとする。

2 発注者及び受注者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

（発注者の義務と責任）

第10条 発注者は、受注者から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、受注者は、委託物の引き取りを拒むことができる。受注者の業務に支障を生じた場合、発注者は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

（受注者の義務と責任）

第11条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、受注者の事業場における受入れから処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

2 受注者は、発注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。

この場合、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるようにしなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の調査等）

第13条 発注者は、この契約に係る受注者の廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受注者に対して、当該処分の状況に係る報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受注者はその状況について適切な説明をしなければならない。

（再委託の禁止）

第14条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に施設の故障等真にやむを得ない理由により、処分業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合、受注者は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ発注者からの書面による承諾を得て、処分業務を再委託することができる。

（内容の変更）

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、契約書、仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第23条において「契約書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（期間の延長）

第16条 受注者は、その責めに帰することができない事由により発注者が指示する期間（以下「履行期間」という。）までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を附して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。

（機密保持）

第17条 発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（発注者の任意解除権）

第18条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第13条第1項の規定に違反して処分料金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の全部の債務の履行が不能であることが明らかであるとき。

(3) この契約の全部の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) この契約の業務内容の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に処分料金債権を譲渡したとき。

(8) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者又はその他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう）、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) 受注者（ウ及びエにあつては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。

- ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限り。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限り。）。)

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第23条 受注者は、第15条の規定により契約書等を変更したため処分料金が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第25条 発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は発注者と受注者の合意があつたときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、本契約が解除される場合であつて、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、発注者及び受注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- ア 受注者は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に受注者の費用負担をもって行わせなければならない。
- イ 受注者が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者になく、又は受注者はその旨をあらかじめ発注者に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。
- ウ イによる通知を受けた場合、発注者は、受注者から業務を受託した者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。発注者は、当該廃棄物の処理完了後、受注者に対し、発注者が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく発

注者の債務の相当額との相殺を求めることができる。

- (2) 発注者の義務違反により受注者が契約を解除する場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の廃棄物を発注者の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は受注者の費用負担により発注者の事業場に運搬した上で、発注者に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

- 3 受注者は、発注者が第3条各項又は第10条各項の規定により提供した情報により、廃棄物の処分を適正に行なうことが出来ないと判断した場合は、発注者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、発注者は受注者に当該廃棄物を引き渡してはならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第19条又は第20条の規定によりこの契約の全部の債務の履行後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、各契約単価に当該予定数量を乗じて得た金額に当該金額の10パーセント（取引に係る消費税及び地方消費税）相当額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる）を加算した金額（以下「総支払予定金額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第19条又は第20条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、総支払予定金額から受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）に相応する処分料金を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間を徒過した日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額とする。
- 6 前項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 7 第2項の場合（第20条第7号、第9号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第4条第2項の規定による処分料金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 3 前項に規定する遅延利息は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(賠償の予約)

第28条 受注者は、第20条第10号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、総支払予定金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第20条第10号ア及びイに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6

項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要と認めるとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第29条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から処分料金支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき処分料金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

- 3 前2項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

- 4 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(契約外の事項)

第30条 この契約に定めのない事項については宇和島市契約規則（平成17年規則第56号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別表1 (第3条、第4条、第5条、第8条関係)

廃棄物の種類	契約単価 (円・税抜き)	予定数量	受注者の事業範囲			最終 処分 下欄の 番号
			処分方法	処理能力又は埋立容量	施設の所在地	
コンデンサ等（仕様書の別紙資料及び廃棄物データシートのとおり）	別紙単価表のとおり	仕様書の別紙資料のとおり				
契約期間中の 合計予定金額	円		契約期間は第 9 条記載のとおり			
最終 処分 に関する 情報	① 安定型埋立 (許可品目)	所在地 (住所、施設名等)	方 法 処理能力 (許可番号) (許可期限)			
	① 管理型埋立 (許可品目)	所在地 (住所、施設名等)	方 法 処理能力 (許可番号) (許可期限)			
	③ (安定・管理・遮断・再生・他)	所在地 (住所、施設名等)	方 法 処理能力 (許可番号) (許可期限)			
	④ (安定・管理・遮断・再生・他)	所在地 (住所、施設名等)	方 法 処理能力 (許可番号) (許可期限)			
備考						

別表 2（第 3 条関係）

廃 棄 物 の 種 類	
提示する予定時期 又は予定回数	

別表 3（第 3 条関係）

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書（廃棄物データシート及び分析証明書）の伝達方法	
発注者の担当者所属氏名及び連絡先	宇和島市総務部財政課管財係 清家 絵理 TEL：0895-24-1111（内線 2475）
受注者の担当者所属氏名	
文書の伝達方法及び伝達先 （該当欄にチェック）	☐ F A X （ — — ）
	☐ e-mail （ ）
	☐ 郵送（〒 — ）
緊急時の連絡先	— —
営業時間	： ～ ：
休業日	

単 価 表

処分する産業廃棄物の種類	単位	契約単価 (円・税抜き)
コンデンサ	台	
火花消去器	台	
変圧器	kg	
塗膜くず (200ℓドラム缶入り)	kg	
シーリング材 (200ℓドラム缶入り)	kg	
サンプル検体 (蓋つき缶入り)	個	
その他汚染物(養生シート等) (200ℓドラム缶入り)	缶	